

29 消安第 6688 号
平成 30 年 3 月 27 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の施行について

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成 30 年農林水産省令第 14 号。以下「改正省令」という。）が平成 30 年 3 月 27 日付けで公布、施行されました。本改正の内容は、下記のとおりですので、その内容について御留意の上、貴会傘下の会員に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

第 1 改正の内容

1 省令様式の改正

省令様式のうち押印を必要としているものについて、氏名を直筆する場合においては押印を省略できる旨の規定を定めました。

2 販売従事登録時に必要な書類を追加する改正

動物用医薬品等取締規則第 115 条の 8 第 2 項の規定に基づき販売従事登録申請書に添付を求めている戸籍謄本又は戸籍抄本について、本籍記載のある住民票の写しで代替できるよう改正を行いました。

3 その他の改正

記載整備等の所要の改正を行いました。

第 2 施行期日

平成 30 年 3 月 27 日